

労働基準広報 2018 No.1964 7/11

CONTENTS

特集 国家間の社会保障協定のポイント ————— 6

一方の社会保障制度にのみ加入し 保険料の2重負担の防止が可能に

企業から海外に派遣された者は、原則として派遣国と派遣元国の社会保障制度に加入しなければならず、「保険料の2重負担」や「保険料の掛け捨て」が問題となっていた。これらの問題を解決するため日本と各国との間で「社会保障協定」が締結されている。保険料の2重負担の防止として、2カ国で加入すべき制度の調整が行われ、一方の国の社会保障制度にのみ加入することが可能となる。また、保険料の掛け捨ての防止として、一方の国での保険期間も通算して取り扱うことが可能となり、年金を受け取ることができる。現在では、17カ国で署名・発効され、4カ国で署名が行われている。今回は、主に就労者が多いアメリカ、オーストラリア、カナダの社会保障協定の内容についてみていく。(編集部)

●取材シリーズ/人事大事の時代<事例編>③① — 13

年2回の人事考課でパートを
公正に評価・処遇
研修や雇用区分転換制度が
定着とキャリアアップに貢献
～小太郎漢方製薬株式会社～

●解釈例規物語⑩ ————— 22

第14条、第16条関係
採用後一定期間内の退職と
教育費用の返還請求
(中川恒彦)

●相談です！ 弁護士さん ————— 32

相談07「嘱託職員Aとの契約を更新しない」
～有期雇用労働者への雇止めの問題～
雇用期間の終了に基づき当然雇止め
できると軽く考えないほうがよい
(執筆/弁護士・桑島良彰(札幌いぶき法律事務所))
(監修/北海道大学名誉教授・道幸哲也)

●NEWS ————— 1

(平成29年の労働災害発生状況まとまる)死亡
者数は3年ぶりに増加し978人/(29年度・雇
用均等基本調査結果)育児休業取得率は女性
83.2%、男性は5.14%に/(過労死防止対策大
綱の改定案)2020年までに勤務間休息制度の
導入率10%目指す/ほか

●労働局ジャーナル ————— 31

愛知労働局と愛知県社会保険労務士会が
「働き方改革」推進の共同宣言を調印
(愛知労働局)

●トピック 厚生労働省委託事業・平成30年度「雇
用管理研修」がスタート! — 40 ●本誌読者アン
ケート — 41 ●連載 労働スクランブル⑫⑬(労働評
論家・飯田康夫) — 42 ●労務資料 平成29年度
能力開発基本調査結果④ ～個人調査～ — 44 ●わ
たしの監督雑感 京都・京都南労働基準監督署長
草川徹 — 54 ●労務相談室だより — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(41ページ)

労務相談室

回答者

労災保険法	〔定期健診で血圧の数値等に異常〕 労災利用で再検査は	48	特定社労士・丸島和恵
労働基準法	〔毎朝会社に集合した後に建設現場へ〕 移動時間は労働時間か	50	弁護士・平井彩
労働基準法	〔労災で休業中の者が65歳定年の年齢到達〕 定年退職扱いできるか	52	弁護士・岡村光男

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内